

事業主の皆さまへ

「育児休業取得促進等助成金」は 平成23年3月31日をもって廃止を予定しています

育児休業取得促進等助成金とは、育児休業期間中または短時間勤務期間中の従業員（雇用保険被保険者）に、連続して3カ月以上、経済的支援を行った事業主へ助成金を支給する制度です。

この助成金を受給中、または新たに支給申請をお考えの方

廃止になった場合でも、平成23年3月31日までに、
下記の要件を満たした場合は、4月以降も
今まで通り、助成金の支給申請が可能です。



平成23年3月31日までに、以下の要件を満たすことが必要です。

雇用保険に加入している従業員が取得した育児休業または短時間勤務に対して、事業主が経済的支援を開始すること

- ※ 経済的支援とは事業主が対象者に支払う手当などをいいます。ただし、賞与や一時金、出産祝い金、個人的・臨時的な祝金、共済などが支給する手当は除きます。
- ※ 育児休業制度、短時間勤務制度、経済的支援の内容は、労働協約、就業規則などに定めなければなりません。
- ※ 支給期間は、最長で子どもが3歳になる日までです。

詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）